

～道路交通法改正により令和5年4月からヘルメットの着用が努力義務化～

# 自転車乗車用ヘルメットの 購入費用の一部を補助します

死亡事故の約7割は頭部の損傷が原因です。  
自転車事故で亡くなった人の致命傷となった  
部位は、頭部が約7割を占めています。ヘルメ  
ットは、転倒した場合などに頭部への衝撃を軽  
減する効果があります。

大切な命を守るため、ヘルメットを着用しま  
しょう。

## 【補助金の概要】

### 1 対象者

市内に住所を有する、自転車乗車用  
ヘルメットを購入した者

※ 乗車用ヘルメット着用者1人につき  
1個、1回限りの申請

### 2 補助金額

乗車用ヘルメット購入費用の2分の1（100円未満切り捨て）  
上限 2,000円

### 3 購入先

市内店舗に限る（詳細はこちら）



### 4 対象商品

補助対象となる安全性に関する基準に適合している乗車用ヘルメット

- ① SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）
- ② JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）
- ③ CEマーク（欧州連合の欧州委員会の安全認証）
- ④ GSマーク（ドイツ製品安全法の安全認証）
- ⑤ CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）
- ⑥ その他①～⑤のマークに類するものとして市長が認めるもの

### 5 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）[土・日・祝日を除く]

※令和5年3月1日以降に購入したヘルメットが対象。

※申請方法は、窓口提出、郵送、電子申請があります。（上記QRコードから）

※予算の上限に達した際には、申請期間内であったとしても補助を終了する場合あり。

※申請書の提出方法は、裏面をご覧ください。

## 自転車事故死者の人身損傷部位

（過去10年・平成25年～令和4年）

【出典：静岡県  
警察本部】

頭部 107件 (67.7%)

顔部 2件 (1.3%)

頸部 8件 (5.1%)

胸部 16件 (10.1%)

腹部 3件 (1.9%)

腕部 0件 (0%)

腰部 5件 (3.2%)

背部 0件 (0%)

脚部 1件 (0.6%)

全損 16件 (10.1%)

※致命傷が複数

※窒息・溺死など10件を除く



※帽子型ヘルメットなど、多くの種類のヘルメットが販売されています。

問合せ 三島市地域協働・安全課 TEL 983-2701

## ▼提出書類

① 補助金交付申請書兼請求書

## ▼添付書類

② 乗車用ヘルメットの購入に要した費用の支払が確認できる書類

(以下の内容が記載されている領収書)

- (1) 申請者または乗車用ヘルメット着用者氏名
- (2) 領収日
- (3) 領収金額 (乗車用ヘルメットの購入金額)
- (4) 購入先 (市内店舗であることがわかるもの)
- (5) 購入品名 (乗車用ヘルメットを購入したことがわかるもの)

令和5年3月1日以降  
に購入したものに限り

領収証

令和5年4月1日

三島 ●● 様

金 5,500円

上記をヘルメット代として領収しました。

「品名」「型番」または  
「ヘルメット代」と記載。三島市●●町●番●号  
有限会社 交通安全 印

フルネームを記入。未成年者のヘルメットを購入した場合は、未成年者本人または親権者の氏名を記載。  
 ※氏名が記載されていない場合 (レシート)は、写しではなく必ず原本を提示してください。

三島市内の店舗である  
ことがわかること。

③ 乗車用ヘルメットが安全性に関する基準に適合していることが確認できる書類

(以下のどちらかを提示すること)

- (1) 保証書または取扱説明書等、安全認証マークの確認ができる書類の写し
- (2) 安全認証マークの確認できる乗車用ヘルメット現物の写真等

(例)

(1)

取扱説明書



原本もしくはコピーを提示

(2)

プリントアウトしたもの  
もしくは画像を提示